

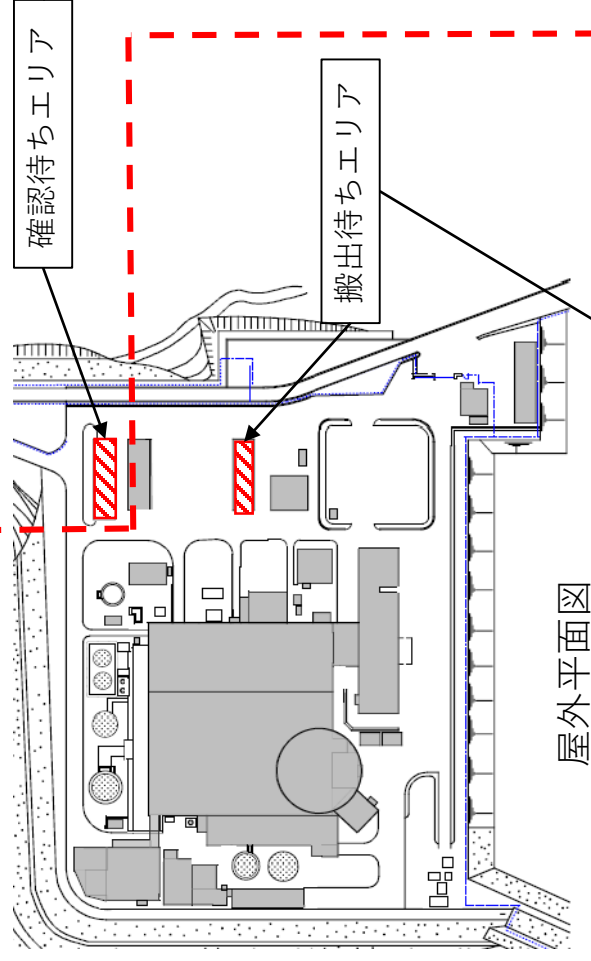
令和元年 12 月 4 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

放射能濃度の確認を受けた新型転換炉原型炉ふげんの資材等について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づき、含まれる放射性物質の放射能濃度について、令和元年 6 月 11 日付け令 01 原機（ふ）030（令和元年 8 月 2 日付け令 01 原機（ふ）099 をもって一部補正）をもって確認を申請し、令和元年 11 月 12 日付け原規規発第 1911121 号をもって原子力規制委員会の確認を受けた新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）において用いた資材等に関しては、全て、現在、ふげん構内において保管して移動禁止の措置を講じており、今後、原子力規制委員会の確認が得られるまで移動禁止の措置を継続します。

以上

確認を受けた放射能濃度確認対象物の移動禁止に係る状況



搬出待ちエリア

(確認を受けた放射能濃度確認対象物の保管無し)

